

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務 委託契約書

愛媛県（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）との間において、次の条項により、委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、愛媛県立図書館の耐震改修等工事に伴う移転等業務（以下、「本業務」という。）について、別添「愛媛県立図書館の耐震改修等工事に伴う移転等業務仕様書」に基づき乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 乙は、契約締結日から令和8年9月30日までの間に本業務を完了するものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託料として金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は本業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（業務実施計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務実施計画書（様式1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務実施計画書の変更）

第8条 乙は、業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式2号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

（調査等）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して本業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は書面等による報告を求めることができる。

（報告書の提出及び確認）

第10条 乙は、本業務が完了したときは、遅延なく甲に業務完了報告書（様式第3号）を提出

しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に、本業務の完了検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、本業務について補正を求められたときは、乙は遅延なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用し、また、本業務の補正に要する経費については、乙の負担等とする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項又は第3項に定める検査に合格したときは、遅延なく委託料支払請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金の返還)

第12条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第10条第2項又は第3項の完了検査を完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の返還請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利息は付さないものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が本業務を履行することが困難であるとき。
 - (3) 乙が正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
 - (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定される暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したときは、委託料の全部又は一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責に帰すべき事由により、本業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(災害の負担)

第15条 甲は、乙が本業務を行うにあたり、乙の従業員に作業中の事故及びその他の災害が発生しても、その責を負わないものとする。

(関係書類の整備)

第16条 乙は、本業務に係る経費を他の経費と区分して整理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、本業務の関係書類を本業務完了の年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又はいかなる目的にも使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(経費負担)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 ____月 ____日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 印

乙 _____

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務 業務実施計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務について、委託契約書第7条の規定により、業務実施計画書を提出します。

記

- 1 業務の実施予定期間
- 2 業務の内容
- 3 委託料内訳書
- 4 その他

<注意事項>

「業務の内容」については、全体工程表など業務の実実施計画が分かる資料を添付すること。

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務 業務変更計画書

令和 年 月 日付けで提出のうえ、承認を受けた愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務に係る業務実施計画書について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定により、業務変更計画書を提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の内容
- 4 委託契約内訳書
- 5 その他

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務 業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務について、委託契約書第10条第1項の規定により、業務完了報告書を提出します。

記

- 1 業務の実施期間
- 2 業務の内容
- 3 委託料内訳書
- 4 その他

様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務 委託料支払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県立図書館耐震改修等工事に伴う移転等業務に係る委託料の支払いについて、委託契約書第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円也

【別記】

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じ

て、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。